

第 6 1 号議案

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１９条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）
の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保
健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。
同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該
健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の
右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等
における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」
に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康 診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。